独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社ムロコーポレーション		コード	7264
提出日	2026/5/29	異動（予定）日	2026/6/23	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	間中　和男	社外取締役	○										△					有
2	藤原　秀之	社外取締役	○	△														有
3	皆藤　淑子	社外取締役	○													○	新任	有
4																		
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	間中和男氏が過去に在籍していたニッシントーア・岩尾株式会社と当社の間には、人的関係及び資本的関係はないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れが無いと考え、独立役員に指定しております。	間中和男氏は、長年に亘り経営の中核として多くの経営判断に携わった経験を有しており、幅広い見識を当社の経営に反映いただけるものと判断し、さらに当社のコーポレートガバナンス体制の一層の充実を図ることを目的として、社外取締役（監査等委員）として選任しております。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
2	藤原秀之氏は、当社の店頭公開準備の為に公開準備員として中途入社し、1994年８月から1996年３月まで当社の業務執行者（使用人）として在籍しておりました。なお、独立役員に指定しております。	藤原秀之氏は、長年企業コンサルタントとして中小企業の財務改善や経営指導の経験を有しており、また、中堅製造業の取締役管理統括部長として深く経営に関わった経験もあり、その経験と見識は、当社の監査体制の一層の強化に有益と判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
3	該当事項はありません。	皆藤淑子氏は、公認会計士として長年にわたり監査業務に従事し、財務・会計及び内部統制に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。また、監査法人勤務時代において多数の企業の監査に関与した実績を有しており、企業経営の健全性確保に関する深い知見を有しております。これらの経験と見識を当社の監査体制の一層の強化に活かしていただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。なお、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定いたしました。
4		
5		

4．補足説明

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。